

島本町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

雇用確保と雇用創出につきましては、大阪府等関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

本町の産業構造などを踏まえ、今後の課題であると認識しています。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

各企業には、将来を見据えた個々の採用計画があると思いますが、安定的な雇用等についてのPRの機会があれば、行ってまいりたいと考えております。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

大阪府等関係機関と連携を図り、就職へのサポートに取り組んでいきたいと考えております。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

大阪府等関係機関と連携し、雇用・労働行政の強化に努めたいと考えております。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

中小企業施策につきましては、大阪府に提言したいと考えております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

大阪産業施策につきましては、大阪府に提言したいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

現在、平成17年度から21年度の5ヶ年を計画期間とした「島本町第4次行財政改革プラン」に基づき、行財政改革を推進しております。

また、「島本町における法令順守の推進に関する要綱」に基づき、法令順守の徹底とともに情報公開を推進し、さらに開かれた町政運営を推進してまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

公債費の適正化については、従来から計画的な償還とともに、負債を次世代に先送りしないよう繰上償還等を実施しているところです。今後におきましても公債費の適正化に努めてまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

大阪府の「地域医療計画」につきましては、現在二次医療圏域毎に見直し作業が進んでおり、本町におきましても、「三島医療圏域」の地域医療計画の見直しにむけて、各関係機関と協議を重ねながら現在の課題の整理と新たな方策の検討を進めているところでございます。救急医療等地域医療体制の構築・整備につきましては町単独で整備できるものではなく、より広域な地域の連携や対策が必要であると考えております。

今後も、三島保健医療協議会等を活用して各関係機関との協議・連携を進め、住民の皆さんが安心して必要な医療を受けられるよう医療体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護保険事業の広報・啓発については、町広報を活用して住民の皆さんにお知らせしているほか、介護保険事業者及びケアマネジャーに対しては、定期的に介護保険事業者連絡会及びケアマネジャー部会を開催し、周知を図っております。

また、介護保険施設に対して介護相談員を派遣し、利用者の要望・苦情について把握し、施設との連絡調整を行っており、平成19年度においては相談員を2名増員しております。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターが担う地域包括ケアを実現するため、地域のケアマネジャーの相談業務を日常的に実施しているほか、地域の医療機関とも連携を図るよう努めております。また、見守り等が必要な一人暮らし高齢者について、民生委員児童委員協議会等との連携を進めております。

地域包括支援センター運営協議会委員には、医療・福祉の専門家に加え、介護者家族の代表や1号及び2号被保険者代表も参加していただいております。地域包括支援センターの適正な運営について協議をしていただいております。

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢退職者の生きがいつくりと社会活動への参加促進につきましては、平成17年度に策定した「島本町生涯学習推進計画」にも位置づけており、とりわけ今後団塊の世代の定年退職が始まることから、地域参画を支援する諸施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

本町におきましては平成14年度から、少子高齢社会のなかで高齢者同士の自立・交流を深め、こころ豊かな地域社会づくりを目的とし、高齢者全体を対象として、ふれあい訪問事業や健康づくり教室・講演会等、高齢者の生きがいつくりや健康づくりに寄与する「年長者健康と生きがいつくり推進事業」を島本町年長者クラブ連合会に委託して実施しております。今後につきましても、当該事業の重要性に鑑み、継続してまいりたいと考えております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度は、生活保護法第1条（この法律の目的）に、最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とすると規定されています。

本町では、就労により自立が可能と判断される保護者に対し、茨木職業安定所と連携した就労支援に努め、求職活動の展開を指導しております。また具体的な自立支援対策として、就労支援カウンセリング事業実施要綱を作成し、被保護者の職業に対する心構え等の育成事業を進めてまいりたいと考えております。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

大阪府におけるH I V感染者・A I D S患者数は年々増加傾向にあり、若年層をはじめとする広い年代層に、疾患に対する理解と正しい知識の啓発が必要不可欠であると認識しております。

本町におきましては、大阪府茨木保健所等関係機関の協力のもと、毎年12月に開催する「障害者週間・人権週間等パネル展」においてA I D Sに関するスペースを設け、啓発用パネルの展示やパンフレット・レッドリボンの配布を実施しております。

また、本年も12月1日の「世界エイズデー」を含む11月28日から12月4日の「エイズ予防週間」に合わせ、大阪府茨木保健所で実施している無料・匿名でのH I V抗体検査について、広報を行いました。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

平成17年度から「島本町子育て支援プラン」に基づき、各特別保育事業を推進しているところです。具体的には、私立山崎保育園との連携のもと休日保育・一時保育サービスを実施しており、また同様の事業として大阪水上隣保館と委託契約を締結し、一時的な就労・緊急要件に対応すべくショートステイ・トワイライトステイを行うとともに、利用者の実情に鑑み、民間の保育サポーターの紹介など育児負担軽減を含め多様化する保育ニーズに応じております。今後これら保育資源を必要とする方々に適切に提供できるよう、様々な媒体を用い分かりやすく周知を図ってまいります。

他の機関との連携については、島本町子育て支援相談機関連絡会・要保護児童対策地域協議会を設置しており、庁内関係部局・町内機関はもちろん大阪府保健所や子ども家庭センターにも構成員となっただき、情報共有を図りながら、各機関が有機的に活動し子育て支援に資することができるよう適宜連携しているところです。

なお病児保育については、スペースの確保、派遣または常設などの運営のあり方、利用見込みなど考慮し、引き続き検討してまいります。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

本町では、保育の質を維持するために、保育士を国基準より手厚く配置しています（1歳児…4：1 [国基準] 6：1、3歳児…15：1 [国基準] 20：1、4・5歳児…25：1 [国基準] 30：1）。今後も保育の質を維持するために、適正な人員の配置に努めてまいります。また保育研修についても、内部研修とともに外部への研修へもできる限り参加してまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学童保育室は、保護者の子育てを積極的に支援するため、昨年度から開室時間を午後7時まで

延長し、事業の拡充を図っております。今後は、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進にむけて検討してまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

子どもたちの生命を守るため、常に危機意識をもって地域の方々や学校・園との密接な連携を図り、安全対策を講じてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする事。

(回答)

奨学資金制度については、従前から「広報しまもと」等において、大阪府育英会奨学金制度などの周知を行っております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

「人権ケースワーク事業」については専門的知識を必要とされるため、今後も島本地域人権協会に委託を予定しております。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本町では、平成14年3月に「島本町男女共同参画社会をめざす計画」を策定し、実効ある取り組みを進めてまいりました。この計画は10年計画で平成18年度は中間期にあたるため、平成18年4月に男女共同参画推進条例の制定及び男女共同参画に関する国内外や大阪府の動向ならびに本町の現状課題を踏まえ、同計画の改訂版を平成19年7月に作成しました。

審議会等への女性参画の比率は平成19年4月現在で29.1%となっています。同計画の中では女性参画の目標比率を50%とし、この目標の実現をめざして取り組んでまいります。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本町では、平成18年4月に「島本町男女共同参画推進条例」を施行いたしました。同条例の上位法である男女共同参画社会基本法の趣旨・理念等に沿った内容で、「島本町男女共同参画社会をめざす計画」(改訂版)により着実に進めてまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置につきましては、個人情報の保護及び基本的人権の侵害にならないよう、より適切な対応が求められています。より相談しやすい条件整備に努めるとともに、関係する団体等の連携を図り適切な対応に努めたいと考えています。

その周知方法等につきましては、相談カード及び広報等により啓発に努めています。また、相談員の研修につきましても計画的に進めております。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本町では平成17年3月に策定した「島本町特定事業主行動計画」に基づき、男性職員の子育てのための連続休暇の取得率60%をめざしています。今後も引き続き取得しやすい環境づくりに努

めてまいります。

また、次世代育成支援対策の推進の流れのなかで、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」についても国の重要な施策として推進されています。地方公共団体のみならず一般事業主においても、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定など、仕事と育児が両立できるような様々な制度の具体化と職場環境の整備が徐々に進みつつあります。

本町においても、男性の子育て参加の促進を図るとともに、住民向けの啓発パンフレット「父親になるあなたへ」の配布を通して啓発に努めてまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

大阪府におかれましては「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を策定され、府内市町村・住民・事業者・NPO等と連携協力し対策を進めています。

河北地域では産官学が一体となった河北地域エコドライブ推進研究会がエコドライブの普及啓発に取り組み、地球温暖化防止活動を進めています。今後も引き続き関係機関と連携して地球温暖化防止活動を進めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

大阪府におかれましては、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」を策定され、府内市町村と連携協力し対策を進めておられます。また「大阪府自然環境保全条例」における「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」により、緑化面積を増やす取り組みをされています。

本町も引き続き、府と連携してヒートアイランド対策の取り組みを推進してまいります。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

大阪府等関係機関と連携しながら広報活動等を行ってまいります。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

ごみの分別収集は、行政だけでできるものではなく住民の理解があつてこそ進められることから、現在、環境教育として小学生の清掃工場の見学の受け入れや、ごみの分別や適正処理、リサイクルの推進、ごみの排出抑制のための運動を実践していただいている廃棄物減量等推進員に対しての環境啓発活動等を行っています。今後も引き続き、啓発活動等を通じてごみの減量化等に取り組んでまいります。

本町では、ごみの分別収集として空き缶類・空きビン類・牛乳パック・段ボールペットボトルの品目を行っています。今後はプラスチック製容器包装等の品目の分別収集について検討いたします。ごみの分別収集の住民に対する広報宣伝としては、年2回発行している「ごみ収集日程表」等を通じて啓発を行ってまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

本町では、不法投棄対策として週2回、町の主要幹線道路や府道柳谷島本線から伏見柳谷高槻線を含め、不法投棄防止パトロールを行っています。パトロール中に不法投棄物を発見した場合、回収できるものは即時回収し、それ以外の物については関係機関に連絡して逐次回収しています。今後も引き続き、大阪府など各関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本町では、下水道認可区域外の地域で、汲み取り便所や単独処理浄化槽が設置されている既存住宅の現所有者または現居住者による改造・建て替えに伴い、生活排水対策として合併処理浄化槽を設置される場合に、一部設置費用の補助をしています。

また、町広報を通じて浄化槽の適切な維持管理の啓発を今後も行ってまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本町の「地域防災計画」につきましては、平成20年度には全面的な修正を予定しており、この中で国や大阪府の最新の情報との整合を図ることとしております。

災害時用の食糧備蓄につきましては、大阪府地震被害想定に基づき必要量を常時備蓄しております。

防災訓練につきましては、町が実施する総合防災訓練に地域住民の皆さんにご参加いただいているほか、毎年1月の防災とボランティア週間に、住民団体を主体とする訓練・イベント等を実施しております。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

非常災害時に避難所として位置づけられております学校施設の耐震化につきましては、各小・中学校の屋内運動場、すべての学校における屋内運動場の耐震補強工事は完了しております。

校舎につきましては、現在のところ耐震診断を実施していない状況ではございますが、今後大阪府へも、耐震補強工事等にかかる補助金も含め機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

町立体育館においてはすでにAEDを設置しているところであり、今後とも町立プール・キャンプ場及び緑地公園スポーツ広場等の公共施設への設置を計画的に進めてまいります。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

町内農業者の積極的な協力により、有料ではありますがファミリー農園として休耕地を開放しております。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まりにつきましては、所轄警察署に対し重点路線取り締まり強化を要請しております。

貨物車両用の各種施設の整備については、用地確保等が困難であるため難しい状況にあります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

平成19年度「島本町交通バリアフリー基本構想」を策定し、推進する事業費につきましては補助対象で実施してまいりたいと考えております。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車専用レーンの設置及び拡充につきましては、道路幅員の関係上設置は困難であると考えています。歩車分離信号につきましては、所轄警察署と検討していきたいと考えております。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

公共駐車場は、まちづくりの視点からも重要課題であると認識しております。しかし、本町の駅周辺での駐車場用地の確保が非常に困難な状況であり、苦慮しているのが現状です。